

1. 会合名	公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ（第 17 回）
2. 日時	2024 年 1 月 23 日（火）午前 10 時～午前 10 時 30 分
3. 議案	○ 自主規制規則の見直し提案を受けた「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」の見直しについて
4. 主な内容	○ 自主規制規則の見直し提案を受けた「債券等の着地取引の取扱いに関する規則」の見直しについて 本協会では、2023 年 4 月 19 日から 5 月 18 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行っていたところ、「債券等の着地取引の取扱いに関する規則（以下「規則」という。）」に定める期間制限等の見直し提案が寄せられた。 前回会合に引き続き当該提案について検討を行うため、資料に基づき事務局より説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。 （主な意見等） ① 外国国債の範囲について ・ 期間制限の延長を行うニーズのある着地取引は、現時点において具体的に想定される対象債券は JGB である。経済協力開発機構の加盟国の国債を対象とする場合には格付の低い国債も含まれることになるため、事務局案のように範囲を狭めることが適当だろう。資料 2 でお示しいただいた a 案は実際にデリバティブ取引等において担保として用いられている外国国債の範囲であることから問題ないとするが、より範囲を狭めた b 案であっても、いずれでも問題ないとする。（委員等） ⇒現時点において、規制緩和の対象とする外国国債についての強いニーズはないとのことで認識した。そのため、より範囲の狭い米国財務省証券のみを対象とすることとしてはどうか。（事務局） ⇒事務局案に異存はない。（委員等） ② 施行日について （意見なし） ③ その他 （意見なし） ・ 本日のご検討を踏まえ、外国国債については米国財務省証券のみを対象とし、施行日については改正日と同日とすることとする修正を加え、再度展開させていただく。皆様にご確認いただいた後、改正に係る手続きを進めていくこととしたい。（事務局） 以 上

5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	公社債・金融商品部（03-6665-6771）